

山梨県立韋崎高等学校
定時制

いじめ防止基本方針

令和7年4月

目 次

はじめに	1
第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方	1
1 いじめの定義	
(1) いじめの定義	
(2) 具体的な態様	
2 いじめの基本認識	
第2章 いじめ防止のための組織	2
1 組織と構成員	
2 役割・内容	
(1) 「いじめ対策委員会」	
(2) 「拡大いじめ対策委員会」	
第3章 いじめ防止のための年間計画	4
1 年間計画	
2 検証と見直し (PDCA サイクル)	
第4章 いじめ問題に関する取り組み	5
1 未然防止	
(1) 生徒やHRの様子を知る	
(2) 「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」を育てる取り組み	
(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	
(4) 保護者や地域への働きかけ	
2 早期発見	
(1) 教職員の「いじめに気づく力」を高める	
(2) いじめの態様を知る	
(3) いじめは見えにくいことを認識する	
(4) 早期発見の手立て	
3 早期対応	
(1) いじめ対応の基本的な流れ	
(2) いじめが起きた場合の組織的な対応 (学校全体の取り組み)	
(3) いじめ発見時の具体的対応	
(4) 警察との連携	
4 重大事態発生時の対応	
(1) 法に規定されている、重大事態発生時の対応	
(2) 本校で重大事態が発生した場合	

【はじめに】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 具体的な態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

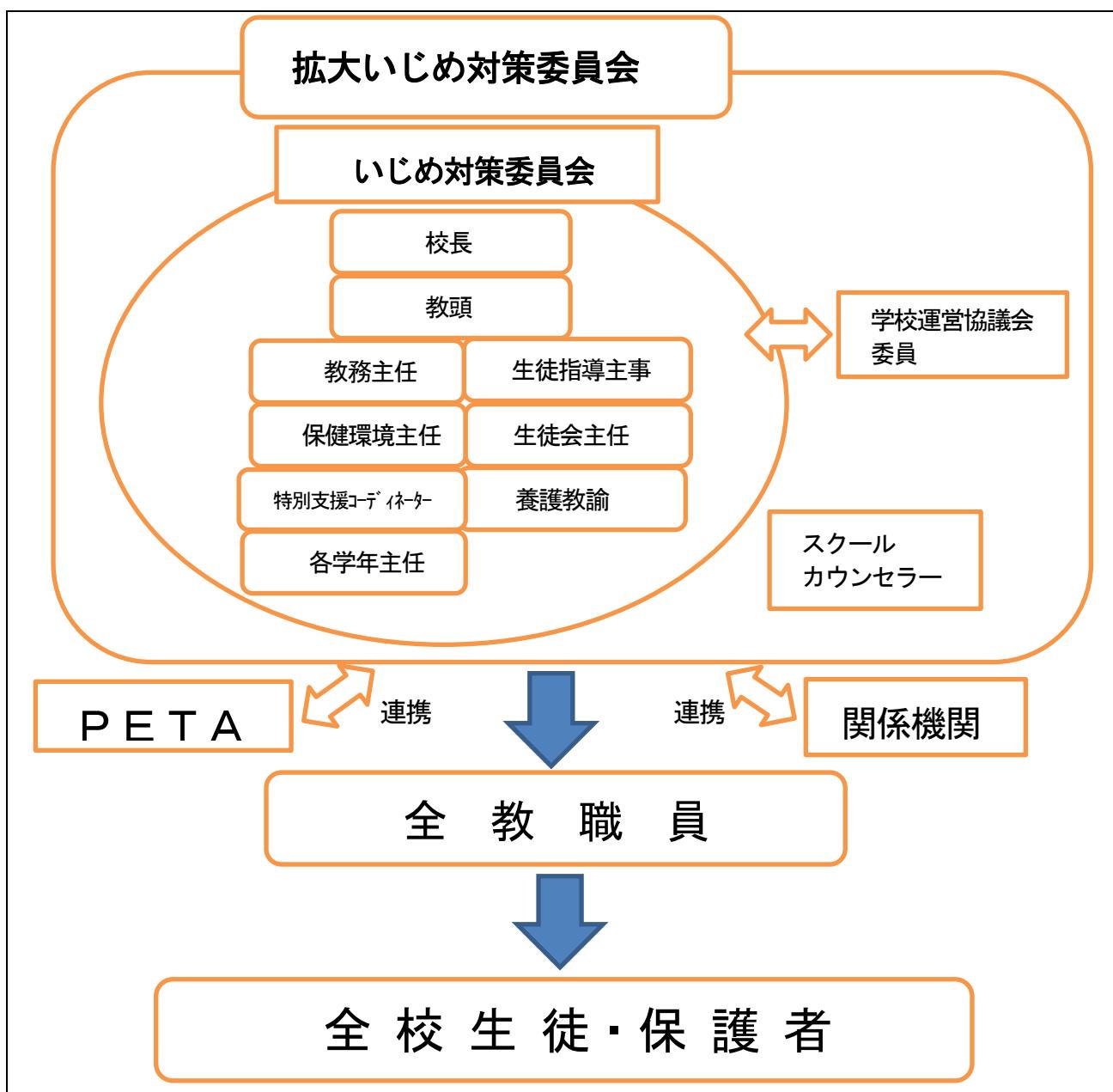
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2章 いじめ防止のための組織

1 組織と構成員

【いじめ防止のための学校の体制】



いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命した、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこととする。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することとする。

2 役割・内容

(1) 「いじめ対策委員会」

※いじめ対策委員会は、学校長が任命した次の構成員により組織する。なお、メンバーは事例に応じて柔軟に対応していく。

○構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健環境種主任、生徒会主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめへの対応（早期発見・早期対応）
 - ・生徒の生活実態調査、いじめアンケート調査、教職員アンケート、保護者アンケート等を含む
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) 拡大いじめ対策委員会

○構成員：基本的に「いじめ対策委員会」に学校運営協議会委員を加えたメンバーとし、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加えることとする。

- ① いじめ問題への対応について検証
 - ・学校運営協議会に併せて開催し、いじめアンケート調査などのデータを元に検証する。
- ② いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、必要なメンバーを加え対応する。

※「いじめ対策委員会」での内容や、事案に応じての対応については、職員会議等において全職員に報告し、周知徹底する。

第3章 いじめ防止のための年間計画

1 年間計画

	1年	2年	3年	4年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者への相談窓口周知 ■ 生徒への相談窓口周知 ■ 「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者への相談窓口周知 ■ 生徒への相談窓口周知 ■ HRづくり・学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者への相談窓口周知 ■ 生徒への相談窓口周知 ・ HRづくり・学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者への相談窓口周知 ■ 生徒への相談窓口周知 ■ HRづくり・学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・ 「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ■ PETA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 ■ 教職員による相互授業観察週間
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ HRづくり・学年づくり ・個人面談 	・個人面談	・個人面談	・個人面談	
6月	・いじめ根絶LHR	・いじめ根絶LHR	・いじめ根絶LHR	・いじめ根絶LHR	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業後集会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業後集会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業後集会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業後集会 ・個人面談 	
9月					
10月					
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 ・休業前集会 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・休業後集会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業後集会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業後集会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業後集会 ・個人面談 	
2月				<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果） 	

2 検証と見直し（P D C Aサイクル）

いじめ対策委員会は、通常年4回開催（うち3回は「拡大いじめ対策委員会」）し、取組みが計画どおりに進んでいるか等について検証する。また、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第4章 いじめ問題に関する取り組み

1 未然防止

「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う必要がある。さらに、発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う必要がある。

（1）生徒やHRの様子を知る

- ① 日常生活全般から生徒のストレスを知る
- ② 各種調査結果や各種の情報から、生徒の実態や人間関係を知る

（2）「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」を育てる取り組み

- ① 生徒との人間関係を構築し、生徒の信頼に応える教師になる
- ② 教職員の協力共同体制をつくる
- ③ わかる授業づくりを行い、生徒の居場所をつくる
- ④ 自己肯定感を高めるHR活動、学年・学校行事を心がける

（3）命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- ① 道徳教育の充実（情報モラルの向上も含む）
- ② 人権教育の充実
- ③ 情報モラル教育の充実

（4）保護者や地域への働きかけ

- ① 家庭での様子の把握と家庭との連携（特にネット利用による変化には要注意）
- ② 地域からの情報収集
- ③ 警察（特にネットトラブルについては必須）やスクールサポーター等との連携

2 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化し

やすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 教職員の「いじめに気づく力」を高める

- ① 生徒の立場に立ち、生徒を共感的に理解する
- ② ネット情報や日常の生徒の言動などから、生徒の情報を収集する能力を高める
- ③ 気づいた情報を教職員間で確実に共有する

(2) いじめの態様を知る

いじめの態様を知るとともに、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

いじめの態様	抵触する可能性のある刑罰
② 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視	（刑法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱
⑨ けんかやふざけ合い	暴行、傷害

(3) いじめは見えにくいことを認識する

- ① 無視やメールによるいじめなど、時間と場所を選ばない
- ② 悪ふざけのような形態をとることや、部活動の練習のふりをするようなカモフラージュもある
- ③ いじめられている本人からの訴えが少ない状況がある
- ④ ネットでのいじめは特に見えにくい

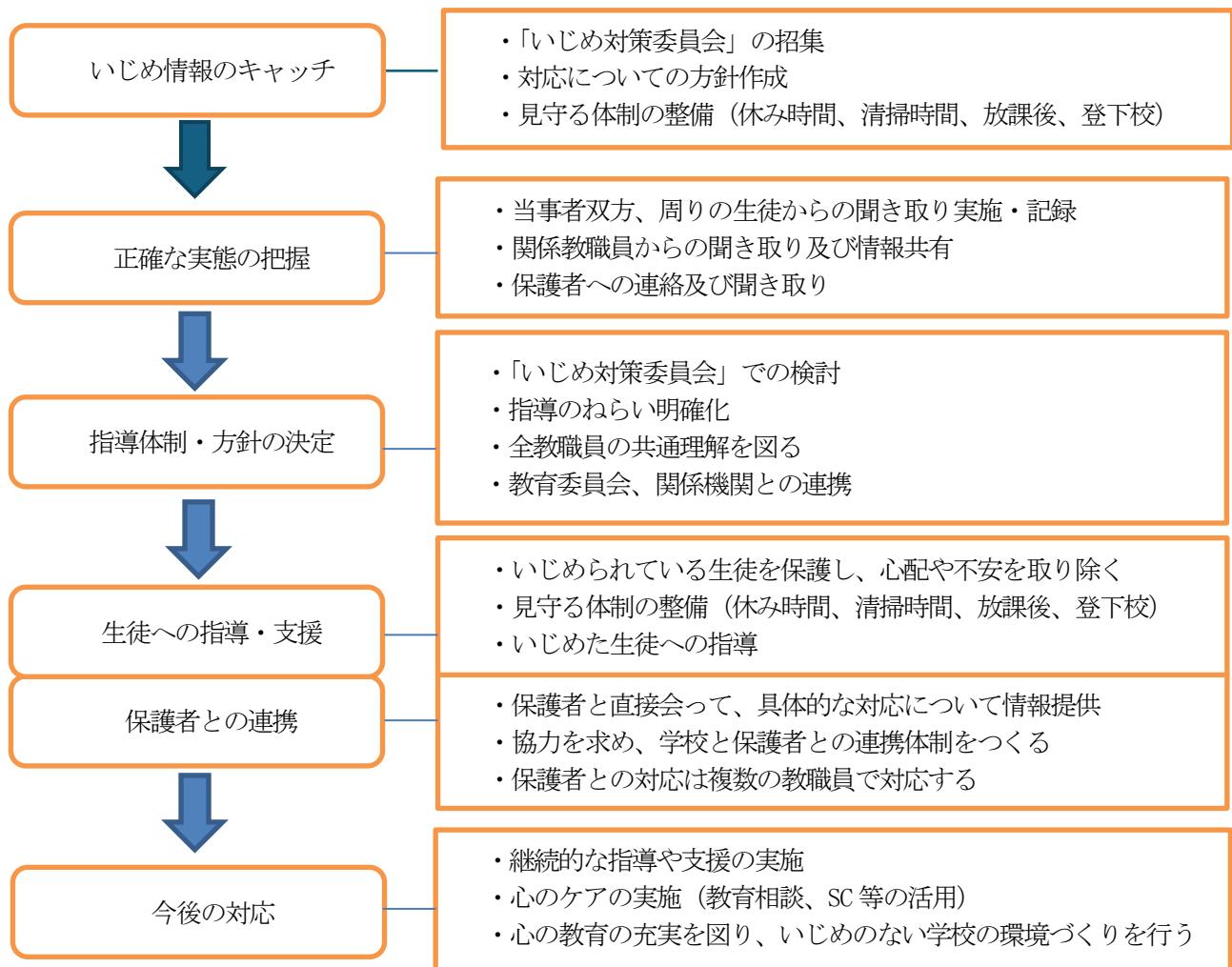
(4) 早期発見の手だて

- ① 日々の観察と情報収集
 - ・清掃時や放課後の雑談、あるいはネット上の情報等も活用する
- ② 日誌や日記等の利用
 - ・部活動においては練習日誌なども活用する
- ③ 相談体制の充実
 - ・相談しやすい環境をつくる
(いじめられている本人、周囲の生徒、保護者・外部情報等)
- ④ いじめ実態アンケート・生活実態調査等の活用
- ⑤ 教職員間の情報共有を密にする
 - ・担任間、教科担任、生徒指導係、保健室、部活動顧問等との連携

3 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画をたて、継続的に見守る。

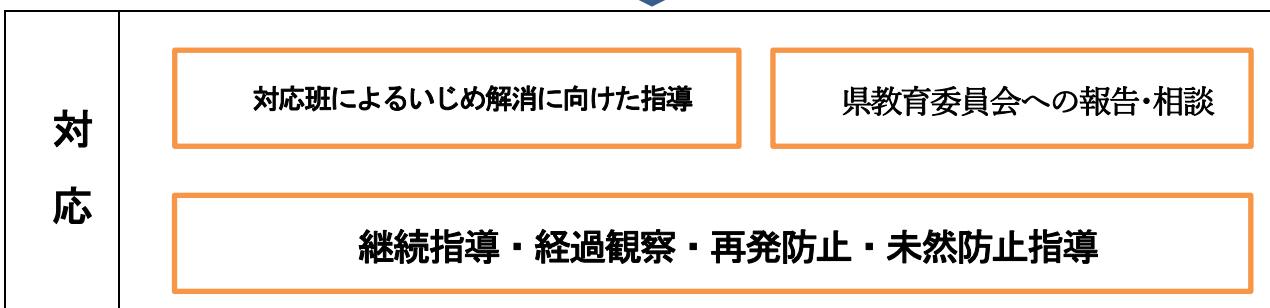
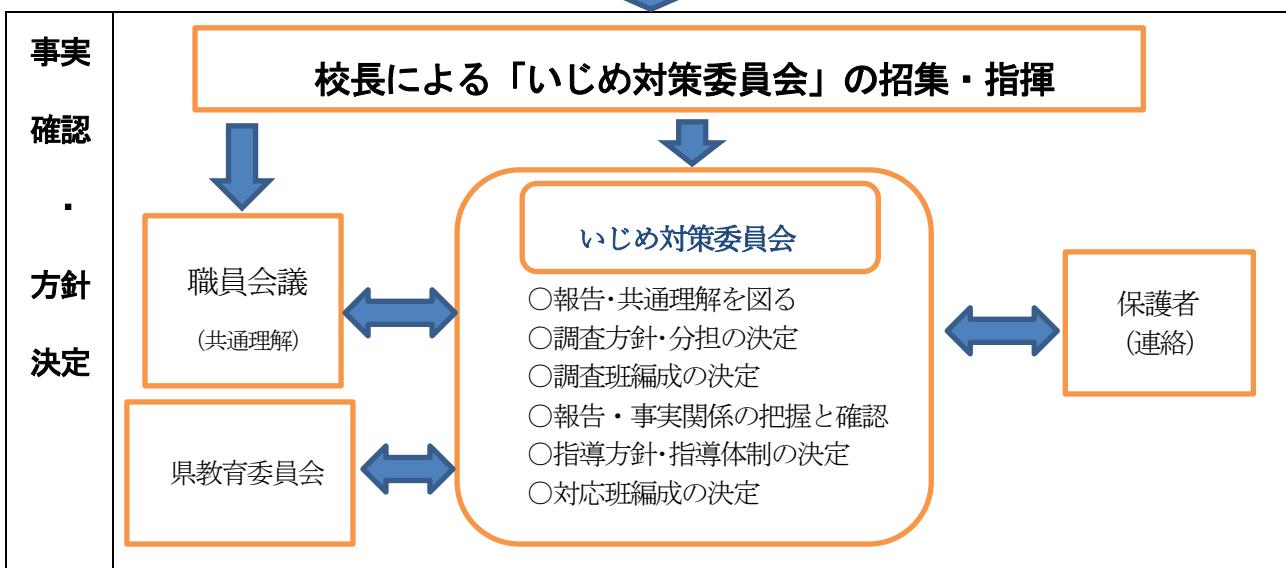
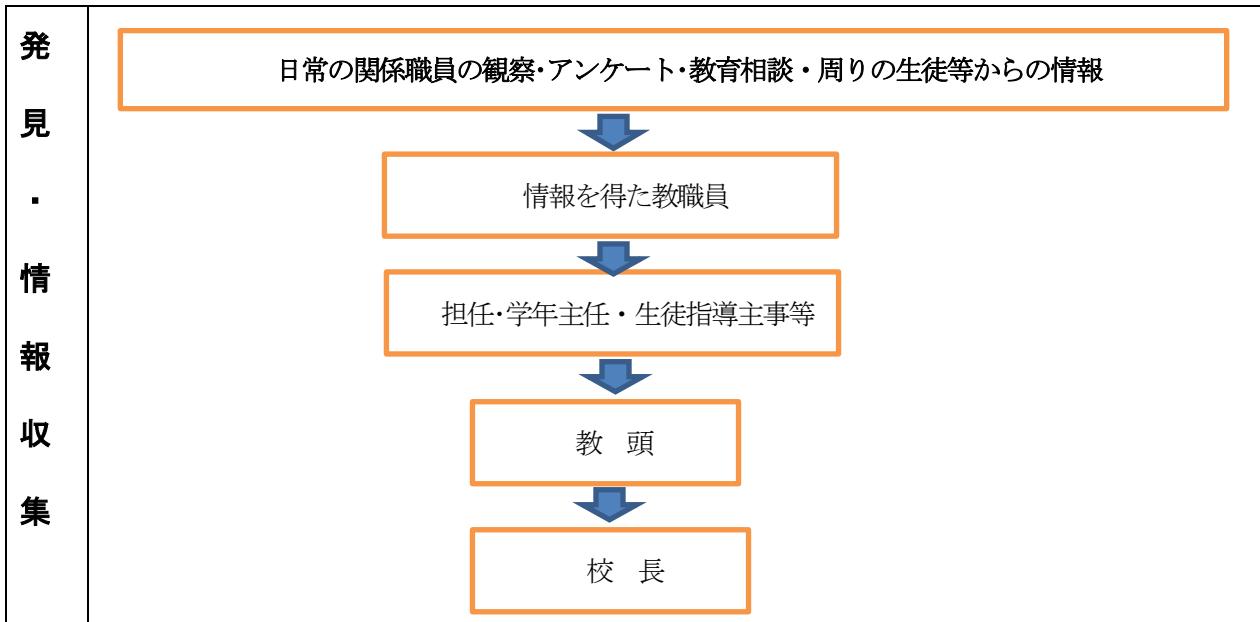
(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の組織的な対応（学校全体の取り組み）

- ① いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ② いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。
- ③ いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでは、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ④ ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

いじめが起きた場合の初期対応



(3) いじめ発見時の具体的対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒たちを守る

② 事実確認と情報の共有

・把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

*生徒の個人情報の取り扱い
に十分配慮すること

③ いじめられた生徒（保護者）への対応

- ・生徒；共感、心の安定、守り抜く姿勢、秘密厳守、希望を持たせる、励まし・自尊感情の高揚
- ・保護者；事実関係の報告、今後の方針・対応協議、共感、連携・協力

④ いじめた生徒（保護者）への対応

- ・生徒；気持ち・背景などの聞き取り、教育的配慮と毅然とした対応、相手の気持ちを理解させる
- ・保護者；事実関係の報告、毅然とした姿勢と連携・協力・助言

⑤ 周りの生徒たちへの対応

⑥ ネットいじめ等の場合は、サイト管理人やプロバイダ、警察、関係機関との対応
・アドレスの記録・プリントアウトや画面の撮影→削除依頼→警察・法務局等への相談

⑦ 繼続した指導の実施

- ・日常的な見守り
- ・人間関係やHR集団の再構築
- ・再発防止や未然防止への取り組み

(4) 警察との連携

- ① 学校と警察は、生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ いじめを受けた生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ④ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ⑥ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- ⑧ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行う。

4 重大事態発生時の対応

「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」
(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

○重大事態とは・・・

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする
- * いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは・・・
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- * いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いの、「相当の期間」とは・・・
- ・年間30日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

(1) 法に規定されている、重大事態発生時の対応

- ① 重大事態の報告
 - ・県立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（高校教育課長）に報告。
 - ・公立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに設置する地方公共団体の教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告。
 - ・私立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに私学文書課を通じて、知事に報告。
- ② 報告を受けた学校の設置者の対応
 - ・学校の設置者は報告を受けたら、その調査を行う主体（学校の設置者か学校か）や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。
- ③ 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）
 - ・調査の主体は学校が主体となって行う場合と学校の設置者（公立学校は教育委員会、私立学校は学校法人）が主体となって行う場合のどちらかである。
- ④ 調査結果の提供及び報告
 - ・調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。
(法第28条第2項)
 - ・調査結果の報告を行う。
 - *公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長へ報告。
 - *私立学校に係る調査結果→都道府県知事へ報告。

(2) 本校で重大事態が発生した場合

- ① 重大事態の発生
 - ・校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。（→教育委員会から知事に報告）
- ② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。
 - ・調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）（以下「対策委員会」という）が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置
- ・県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織

＊学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。

- ・委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」「精神科医」「県警本部少年課職員」

「県中央指導相談所職員」「地方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会长」

「総合教育センター相談支援部職員」「高校教育課長」等

- ・事務局は、高校教育課

③ 調査上の目的と配慮

- ・調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ・事実関係を明確にするための調査を行う。
- ＊「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。
- ・調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・調査による事実確認と同時に、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた生徒への指導や、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
- ・調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

④ 調査の実施

- ・調査を行う主体は「対策委員会」
- ・学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。
- ・「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行うことができる。

⑤ 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）

- ・調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

⑥ いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。